

『さあ今日も』

水と元気が

蛇口から

6月1日から7日は第54回水道週間

水道水は、私たちの毎日の暮らしに無くてはならないものです。

6月1日から7日は、厚生労働省等の主唱による「水道週間」です。水道週間は、水道に対する理解を深め、健全な発展を図るために全国一斉に実施されるものです。

今回は、水道を利用するときの手続きと昨年の大震災による被害のあった水道配水管の復旧状況及び神宿浄水場の移転復旧について、町民の皆様へのお願いをお知らせします。

水道を利用するとき！

新しく水道を引き込む工事の場合や、宅内の水道工事は、法律（水道法）により神崎町の指定給水装置工事事業者が行うことになっています。水道工事に関しては、指定給水装置工事業者へご相談ください。

また、宅内の漏水修理やメーター器の移動についても、同様に指定工事業者にご相談ください。新規に水道の申込をされる場合や、メーターの口径を大きくされる場合などは、給水申込負担金が必要になります。

水道料金の計算は

検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に神崎町から水道料金等事務を受託している第一環境(株)の職員が行っています。

検針時に「水道料金等のお知らせ」をポスト等に投函いたしますので、使用量

や、ご請求予定金額の確認にご利用下さい。

また、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員がお客様にご連絡をするようにしております。

料金の支払方法

- ・口座振替によるお支払い
 - ・納入通知書によるお支払い
- 詳細については、第一環境(株)まで 72 4 5 4 5



水道配水管復旧状況と浄水場移転復旧について

東日本大震災により被害を受けた本宿4区、向野地区の水道配水管については地震に強い耐震管に布設替を行い、本年2月に工事が完了しました

壊滅的な被害を受けた神宿浄水場の復旧は、液状化

した今の場所に復旧しても同等級の地震が発生した場合、再度液状化被害は免れないため、町では災害復旧事業として、地盤の強い高台で移転復旧させることが安全面で優位であるとして強く県・国に要望して参りました。その結果、古原浄水場隣地への移転が国査定で承認され、満額に近い内容（査定率99.6%）となりました。

これにより、老朽化した神宿浄水場は、耐震性を有する新しい施設となり、将来の負担が軽減され、管理運営上も効率化が図られた安心・安全なライフラインとして構築するものです。

本年は、詳細設計と造成工事に取組み、平成26年度完成予定で工事を進めて参ります。

夏季期間(7/1~9/30)の節水について

現在の水道水は、古原浄水場からの地下水のみで給水しております。浄水場の移転復旧が完成するまでの

1. シャワー、蛇口はこまめに止めましょう。
2. トイレの水は、まとめて流しましょう。
3. 庭の水まきなどは、貯めた雨水などで有効活用をお願いします。

詳細につきましては、神崎町水道事業へ連絡願います。

72 3 3 2 2
F A X 72 4 5 4 6



被災した神宿浄水場